

長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務

プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、長生郡市広域市町村圏組合水道事業の水道料金改定計画等策定支援業務の実施事業者を、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）によって委託事業者を特定することを目的とし、以下の要領で実施する。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名 長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務
- (2) 委託場所 長生郡市広域市町村圏組合 水道部
千葉県茂原市高師 3 9 5 番地 2
- (3) 業務内容 本業務は、当組合水道事業の経営、資産の状況及び料金の状況を整理し、料金改定の基本条件や基本方針となる事項を設定する。
これらを基に、収益的収支・資本的収支の見通しについて、財政見通しの検討を行う。なお、検討は条件変更により数ケース算出し比較検討を行った上で、料金水準を設定する。
また、総括原価の算定にあたっては、公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」に則し、料金算定期間の費用を性質別（人件費など）に算定し、部門別（原浄水部門など）に集計整理するとともに、需要家費、固定費、変動費の 3 費目に分解し、設定した基準により準備料金及び水量料金に配賦し、個別原価に基づく料金体系の検討を行い、料金改定計画を策定するものとする。
そのほか、水道審議会等に用いる資料の作成を行う。
- (4) 業務の仕様 「長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務仕様書」に基づく仕様であること。
- (6) 履行期限 令和 9 年 3 月 3 1 日

3. 参加資格

本事業への参加者は、次に示す要件を満たすものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定する暴力団をいう。）、若しくは、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある法人、その他の団体でないこと。
- (5) 令和6・7・8年度長生郡市広域市町村圏組合入札参加資格者名簿登載者（登録業種「建設コンサルタント」（上水道及び工業用水道））であること。
- (6) 水道料金改定計画等策定支援業務と同様の受注実績があること。
- (7) 本事業における管理技術者及び照査技術者として技術士（「上水道部門：上水道及び工業用水道」または技術士「総合技術監理部門：上水道及び工業用水道」）の資格を有する技術者を配置できること。
- (8) 管理技術者及び照査技術者についての経歴書及び資格書類の写し（管理技術者にあつては実績経験を証する書類の写しを含む）、また管理技術者については、参加者と3年以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類の写しを企画提案書兼誓約書提出の際に併せて添付すること。
- (9) 令和7年4月1日において、千葉県内に本店又は受任事務所があること。
- (10) 公告の日から起算して過去5年以内に千葉県内又は近隣県内において、水道事業（簡易水道事業含む。）の水道料金の設定（新設あるいは改定）業務を受注した実績があること。

4. プロポーザルの実施スケジュール

令和7年 5月 2日	公募開始
令和7年 5月13日	質問書提出期限
令和7年 5月16日	質問回答期日
令和7年 5月23日	プロポーザル参加申込書提出期限（必着）
令和7年 5月30日	参加申込書審査結果通知
令和7年 5月30日	プレゼンテーション日程通知
令和7年 6月23日	提案書等提出期限（必着）
令和7年 6月25日～	プレゼンテーション実施
令和7年 7月上旬	審査結果通知

5. 本プロポーザルへの参加方法

（1）参加申込

当組合から提供した資料を基に、本プロポーザルに参加する場合は、「【様式1-1～5】長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務プロポーザル参加申込書」に必要事項を記入の上、本要領記載の連絡先に令和7年5月23日（金）午後5時までに提出すること。

なお、参加申込書はメール（電子媒体）での提出も受け付けるものとする。

（2）質問書の提出

本プロポーザルの参加可否の判断、又は本プロポーザルで当組合が要求する仕様内容について、疑義解消を目的として質問書の提出を受け付けるものとする。

質問書を提出したい事業者は、「【様式2】長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務質問書」に必要事項を記入の上、本要領記載の連絡先に提出するものとする。

質問書については、原則として全事業者分の質問事項を整理したのち、当組合が指名した事業者全て（ただし、質問回答書送付日までに辞退の旨、連絡があった事業者を除く）に対して送付する。

（3）参加申込書の審査

提出した参加申込書に基づき、「3. 参加資格」を満たしていることを審査いたし、審査結果は、合否にかかわらず参加申込書を提出したすべての事業者に対して個別に通知することとする。

なお、参加申込書記載の事項について疑義・不明点がある場合には、当組合から事前に照会をすることがある。

(4) プレゼンテーションへの参加

提案書等を提出された事業者には、当組合水道部事務所でプレゼンテーションを行うこととなるが、プレゼンテーションの日程は、提案書提出後に当組合より連絡することとする。

プレゼンテーションは、1事業者あたり45分間とし、提出された提案書に基づき説明を行うものとする。なお、プレゼンテーションでは、当組合が要求した場合を除き追加資料の配布を禁じる。

(5) 説明会

なお、本プロポーザルについて説明会は開催しないものとする。

(6) 見積範囲

「【様式3-1～2】長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務見積書」により提出すること。

また、金額の提示については総額（税込）を記載すること。

6. 提案書の提出

(1) 提案書等の提出

参加申込書の審査に合格した事業者については、令和7年6月23日（月）午後5時までに「(2) 提案書等の作成要領」により、提案書等の提出することとする。

(2) 提案書等の作成要領

「提案書等」は以下に示す提案内容を説明する資料を指し、特に指定のない場合は、使用する用紙はA4サイズとする。

提出資料名	作成要件	提出部数
長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務企画提案書	任意様式 A4縦で、表紙・目次を含めず30頁以内で作成すること。ただし、資料としてA3綴じ込みを認める。その際は片袖折りとする。	正本 1部 副本 6部
会社概要書	任意様式	7部
見積書	「【様式3-1】長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務見積書」を提出すること。	1部

(3) 提出にあたっての留意事項

見積書を除く提出資料は、上記部数を印刷・製本（簡易的なもので可）して提出することとする。また、見積書を除く提出資料は、CD-R等の媒体にて電子データも併せて提出することとする。

電子データのデータ形式については、当組合で利用しているソフトウェアで 内容を閲覧できる形式であれば、その形式を問わない。なお、CD-R等の媒体は返却しないこととする。

提案書等の提出は、その内容物の確認を行い、不備等があった場合、当組合から対応を指示するので、持参による提出が望ましいが、貴社都合により郵送による提出も可能とする。その場合、提出期限までに確実に到着するよう送付することとする。

(4) 企画提案書に記載すべき事項

提出する企画提案書には、以下の事項を漏れなく提案するものとする。

提出後、記載内容に漏れがある場合、当組合が確認したい事項と提案書の内容に著しい差異がある場合は、当組合から提出資料の追加を指示することがある。

また、貴社独自に、下記の項目以外に当組合にとって有益であると考える内容を追加することは差し支えないこととする。

提案依頼項目	想定する提案内容
1 業務実施方針	基本的な実施方針、重視する検討事項、その他業務実施上の配慮事項について記載する。
2 企画の提案	仕様書に基づき、長生郡市の状況や自社の実績を踏まえた提案を具体的に記載する。 なお、仕様書は、業務内容や流れ、業務成果として最低限必要と考える要求事項を示すものであり、業務内容を制限するものではない。
3 実施体制	業務実施体制、業務工程、業務フローなど計画策定までの全工程をどのように考えるのか記載する。
4 その他	その他有益と考える提案等を記載する。

(5) その他

本プロポーザルに参加するために事業者が要する費用は、応札者の負担とする。

長生郡市広域市町村圏組合での折衝、及び第三者を介しての営業行為等は一切認めない。万一行った場合は、失格とする。

7. プレゼンテーションの実施要領

(1) プレゼンテーションの実施手順

プレゼンテーションは、準備、撤収の時間を除き45分間とする。45分間のうち、初めの30分間で提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

残りの15分間で質疑応答を行う。

なお、質疑応答時間については、評価委員からの質問が多い場合、若干延長する場合がある。

提案者によるプレゼンテーションの時間が30分を超え、かつ説明が終わりそうになると当組合担当者が認めた場合、プレゼンテーションの打ち切りを行うので留意する。

(2) 持参するもの

提案者は、PC、プロジェクタ、スクリーン、延長ケーブル、その他プレゼンテーションに必要な機材を用意することとする。

(3) 参加人数

参加者は3名以内とし、プレゼンテーションの説明は、本業務の担当を予定する業務に精通した担当者が行うものとする。

ただし、必要に応じて、参加者が分担して説明してもかまわないものとする。

(4) プレゼンテーション実施の順番

プレゼンテーション実施の順番については、プロポーザル参加申込書の受付が遅かった者から順に実施することとし、提出が最も早い事業者を最後とする。

8. 審査

(1) 審査方法

長生郡市広域市町村圏組合が設置する長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という）に提出された企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、総合的な評価に基づき契約候補者として、優先交渉権者を決定する。

(2) 審査基準等

審査の基準は、次表「企画提案評価基準」のとおりとし、100点を満点とする。

なお、合格基準は、総配点の60%（審査委員数×満点100点×60%）とし、合格基準に達する者がいない場合は、本プロポーザルによる選定は行わないものとする。

「企画提案評価基準」

評価項目		配点	評価方法	
【組織実施体制評価】				
1	信頼性	5	企業の規模、財政状況を総合的に判断し、委託期間にわたって安定して業務を行い得る経営基盤があるか。	
			(採点基準)	
			採点基準	採点
			業務を行う上で優秀な企業規模と判断できる	5～4
			業務を行うことが可能な企業規模と判断できる	3～2
			業務を行うことが懸念される企業規模と判断できる	1～0
【業務遂行能力評価】				
2	業務実績	5	水道料金改定支援（新規設定を含む）業務実績の実績があるか。	
			(採点基準)	
			採点基準	採点
			実績件数 1 件当たり	1
		(上限値 5 点とする)		
3	技術者実績	5	配置する「管理技術者」及び「照査技術者」に水道料金改定支援（新規設定を含む）業務実績の実績があるか。	
			(採点基準)	
			採点基準	採点
			実績件数 1 件当たり	1
		(上限値 5 点とする)		
【業務提案内容評価】				
4	状況把握、整理	10	地域特性を把握した企画・提案がなされているか。 地域特有の課題を含め、業務の理解度は十分か。	
			(採点基準)	
			採点基準	採点
			非常に優れている	10～9
			優れている	8～7
			一般的である	6～5
			やや劣る	4～3
劣る	2～0			
5	比較検討手法、 経費削減方法	10	比較団体との経費比較に関する提案、経費削減方策などがなされているか。水道事業経営についての考え方は妥当か。	
			(採点基準)	
			採点基準	採点
			非常に優れている	10～9
			優れている	8～7
			一般的である	6～5
			やや劣る	4～3
劣る	2～0			

	評価項目	配点	評価方法						
6	料金設定方法	10	水道料金設定方法に関する企画・提案はどのようなものか。 水道料金改定の具体性や実現性はあるか。						
			(採点基準)						
			採点基準	採点					
			非常に優れている	10～9					
			優れている	8～7					
			一般的である	6～5					
			やや劣る	4～3					
劣る	2～0								
7	資料作成支援	20	水道事業運営審議会、議会等に係る説明資料作成などの支援への提案はどのようなものか。						
			(採点基準)						
			採点基準	採点					
			非常に優れている	20～17					
			優れている	16～13					
			一般的である	12～ 9					
			やや劣る	8～ 5					
劣る	4～ 0								
8	サポート体制	15	サポート体制、企画、手法、効果的な実施・進行のための提案になっているか。						
			(採点基準)						
			採点基準	採点					
			非常に優れている	15～13					
			優れている	12～10					
			一般的である	9～ 7					
			やや劣る	6～ 4					
劣る	3～ 0								
【価格評価】									
9	見積金額比較	20	要求事項で提示した業務がすべて見積に反映されているか。要求事項で提示した業務規模に対して妥当な見積もりか。						
			採点平均点	採点表平均点					
			見積金額 (税込)	9 点以上	9 点未満 8 点以上	8 点未満 7 点以上	7 点未満 6 点以上	6 点未満 5 点以上	5 点未満
			1,400 万円以上 1,500 万円未満	20	18	16	14	12	10
			1,500 万円以上 1,600 万円未満	18	16	14	12	10	8
			1,600 万円以上 1,700 万円未満	16	14	12	10	8	6
			1,700 万円以上 1,800 万円未満	14	12	10	8	6	4
1,800 万円以上	12	10	8	6	4	2			
採点表平均点＝評価項目 1～8 の合計点数/評価項目数 8 項目									
合 計		100							

9. 優先交渉権者の決定等

(1) 優先交渉権者の決定

8(2)の審査基準に基づき評価を行い、得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を優先交渉権者とする。

なお、審査において、同点のものがいる場合には、審査委員会で協議のうえ順位を決定する。

(2) 結果通知方法

プレゼンテーションの結果は、全ての提案者のプレゼンテーションが終了した日から5営業日以内に、優先交渉権者及び次点候補者を決定し、その旨を全ての提案者に対して書面にて通知する。

(3) 選定結果等に係る問い合わせ

評価内容及び選定結果等に対する問い合わせには応じないものとする。

(4) 契約締結手続き

優先交渉権者に指名された提案者は、電話で事前連絡の上、速やかに当組合水道部へ来庁し、契約手続きのための調整を開始する。

優先交渉権者決定後、30日以内に契約締結内容の合意する見込みが立たない場合は、次点候補者が交渉権を持つこととなり、当組合からの連絡に基づき契約交渉を開始することとする。

10. その他

(1) その他

- 参加申請書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りで当組合と協議調整に基づく変更又は修正はこの限りではない。
- 当組合が、本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要とした場合は、参加者の承諾を得ずに、「プロポーザル参加申込書」、「企画提案書」等の内容が無償で利用できるものとする。
- 「プロポーザル参加申込書」、「企画提案書」等については、原則として公開しないが、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、「プロポーザル参加申込書」、「企画提案書」等を公開する場合がある。
- 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となる事業手法、及び維持管理手法等を用いた結果生じた事象による責任は、すべて参加者が負う。
- 本プロポーザル参加者は、1つの提案しか行うことはできない。
- この要領は、令和7年5月2日から適用し、「長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務」に係る契約が締結された日をもって効力を失うものとする。

1 1. 問い合わせ・書類提出先

長生郡市広域市町村圏組合
水道部 管理課 企画財政係
担当：山本・河野

〒297-0029

千葉県茂原市高師395番地2

TEL：0475-23-9481

FAX：0475-25-9465

E-mail:kikakuzaisei@chouseisuidou.jp

【様式 1-1】

長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務

プロポーザル参加申込書

令和 7 年 月 日

当社は、「公営企業会計システム導入業務プロポーザル」に参加いたしたく、以下の通り申し込みます。

プロポーザル参加事業者情報

事業者名	
本社等所在地	
営業拠点名称・所在地	
サポート拠点名称・所在地 (営業拠点と異なる場合のみ記入)	
本プロポーザル参加に あたっての担当者連絡先	(担当者名) (メール) (電 話) (F A X)

参加資格に関する調書（該当するものに○印を付けてください。）

	当社は、会社更生法第 17 条の規定による更生手続の申立てがなされた 株式会社ではありません。
	当社は、会社更生法第 17 条の規定による更生手続きの申立てがなされた株式会社であり、かつ更生計画の認可の決定がなされている株式会社です。
	当社は、民事再生法第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされた 株式会社ではありません。
	当社は、民事再生法第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされた 株式会社であり、かつ再生計画の認可の決定がなされている株式会社です。
	当社は、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者です。
	令和 6・7・8 年度長生郡市広域市町村圏組合入札参加資格者名簿登載者（登録業種「建設コンサルタント」（上水道及び工業用水道）） です。
	千葉県内の公営水道事業に受注実績（公告日から起算し過去 5 年間）があります。

※ 本申込書に記載の事項に虚偽があった場合は、失格とする。

【様式 1 - 2】

会 社 概 要

1 会社概要

名簿登録番号	
商号又は名称	
本社（本部）所在地	
代表者職氏名	
設立年月日	
資本金等	
建設コンサルタント登録： 上水道及び工業用水道部門	
直近の年間売上高	
従業員数（技術者数）	
主な業務内容	

※ 登録を証明する書類の写しを添付すること。

2 支店等

千葉県内支店等 （名称、所在地、代表者等）	
千葉県内の支店等 従業員数（技術者数）	

3 その他添付資料

直近 2 か年の決算書関係書類の写し（貸借対照表、損益計算書又は決算書）

【様式 1－3】

同種業務実績調書

商号又は名称

1 実績

業 務 名	
発 注 者 名	
契 約 金 額	
履 行 機 関	
業 務 の 内 容	
備 考	

業 務 名	
発 注 者 名	
契 約 金 額	
履 行 機 関	
業 務 の 内 容	
備 考	

※ 契約書等の写しなど業務の概要がわかるものを添付すること。

※ 実績が 2 つ以上ある場合は、複数ページ可。

【様式 1－4】

管理技術者調書

商号又は名称

配置予定者		生年月日	(才)
所属・役職		入社年月日	
法令免許 資格等			

※ 法令による資格・免許の資格者証又は免許証の写しを添付すること。

〈業務経験の概要〉

同種業務 ・ 類似業務 (○で囲む)

業務名		発注者名	
請負金額		履行機関	
業務の概要			

同種業務 ・ 類似業務 (○で囲む)

業務名		発注者名	
請負金額		履行機関	
業務の概要			

※ 実績が2つ以上ある場合は、複数ページ可。

【様式 1－5】

照査技術者調書

商号又は名称

配置予定者		生年月日	(才)
所属・役職		入社年月日	
法令免許 資格等			

※ 法令による資格・免許の資格者証又は免許証の写しを添付すること。

〈業務経験の概要〉

同種業務 ・ 類似業務 (○で囲む)

業務名		発注者名	
請負金額		履行機関	
業務の概要			

同種業務 ・ 類似業務 (○で囲む)

業務名		発注者名	
請負金額		履行機関	
業務の概要			

※ 実績が2つ以上ある場合は、複数ページ可。

※ 業務経験がない場合は無記入。

【様式 2】

長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務

質 問 書

事業者名	
担当者名	
連絡先メールアドレス	

区分・資料名	質問事項

※ 質問事項が多数ある場合は、適宜本様式の枠・ページの追加可。

【様式3-1】

長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務
に係る見積書

令和7年 月 日

長生郡市広域市町村圏組合
管 理 者 市 原 淳 様

(代表者) 所在地
会社・法人等名称
代表者名 _____ 印

(代理人) 所在地
会社・法人等名称
代表者名 _____ 印

¥ _____ 円

(消費税及び地方消費税相当額を含む)

- (1) 仕様書に記載した業務を実施するために必要な経費を算出すること。
(2) 見積内訳書を添付すること。【様式4-1】
(3) 積算の基礎を、できるだけ詳細に分類した内訳を提出すること。【任意様式】

委 託 業 務 名	長生郡市広域市町村圏組合水道料金改定計画等策定支援業務
期 間	令和7年 月 日から令和9年3月31日
支 払 条 件	委託業務完了後（1回払い）

【様式 3 - 2】

見 積 内 訳 書

[illegible]

※ 積算の基礎をできるだけ詳細に分類した内訳を提出すること。【任意様式】

※ 必要に応じ複数ページ可。

